

## 別表3（第3条関係）

### 確認の対象となる営業

第2条第1項に規定する食品関係営業者

### 認定の対象となる営業

- 1 漬物製造業
- 2 水産加工食品加工業（魚肉練り製品製造施設を除く。）
- 3 菓子製造業
- 4 そうざい製造業
- 5 豆腐製造業
- 6 めん類製造業
- 7 みそ製造業
- 8 醤油製造業
- 9 酒類製造業
- 10 ソース類製造業
- 11 納豆製造業
- 12 缶詰又は瓶詰食品製造業
- 13 あん類製造業
- 14 アイスクリーム類製造業
- 15 乳処理業
- 16 乳製品製造業
- 17 食肉製品製造業
- 18 魚肉練り製品製造業
- 19 清涼飲料水製造業
- 20 乳酸菌飲料製造業
- 21 給食施設
- 22 飲食店営業
- 23 旅館（ホテル）調理施設
- 24 食肉加工施設
- 25 食用油脂製造業
- 26 氷雪製造業
- 27 食品の冷凍又は冷蔵業
- 28 添加物製造業
- 29 その他食品製造業